

地域・企業共創による関係人口拡大モデル事業

業務委託基本仕様書（企画提案用）

1 事業目的

地域活力を持続的に創出するため、地域課題を有する農村地域と地域貢献、新ビジネス開発、多様な働き方の推進などの面で地方に関心のある都市部企業等を『地域課題（＝関わりしろ）』で繋ぎ、地域に行く側と地域に迎える側がWin - Win の関係性を築くモデルを構築し、関係人口の拡大・深化を図るもの。

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 事業内容

(1) 『関わりしろ（地域課題等）』のブラッシュアップ

- ① 県が選定した地域に対し、ヒアリング等を行い、地域課題等を掘り起こし、地域住民の主体性向上、企業との関わり方の方向性、共に取り組みたい企業イメージ等について共有を図ること。
- ② ブラッシュアップにあたっては、地域の特性・魅力・強み/弱み・地域資源等（アセット）を発掘し、地域課題（テーマ）と組み合わせるなど、地域側、都市部企業等側、双方にメリットのあるよう工夫すること。

【対象となる地域】

別紙「支援対象地域一覧」参照

(2) 都市部企業等とのマッチング支援

- ① ブラッシュアップした地域課題等を都市部企業等に提示し、地域と共に課題解決に向けた取組みを実施する企業を発掘すること。
- ② 地域に企業を呼び込むために、企業に対して地域で事業に取り組むメリットや期待等を効果的に訴求するためのノウハウやキャッチコピー等の提案があれば企画提案書に記載すること。
- ③ 本事業の趣旨、選定地域の概要、協働したい課題などを、本事業の趣旨を十分理解できるようチラシ（都市部企業等向け）等を作成すること。
- ④ 多様なマッチング候補先企業を発掘するため、さまざまな媒体を用いて情報を発信すること。
- ⑤ マッチング意向のある企業（従業員）に対し、地域との協働活動にかかる機運向上を図ること。
- ⑥ 地域課題と都市部企業等とのマッチング手法、その有用性について企画提案書に記載すること。

- ⑦ 事業終了後も取組みを持続するため、都市部企業等とのマッチングについて、都市部企業等へのアプローチ方法や地域アドバイザー※のスキルやノウハウ向上に関する取組みがあれば企画提案書に記載すること。
- ⑧ 都市部企業等とのネットワークがあり、候補企業発掘に活用できる場合は、企画提案書に記載すること。

※ 地域アドバイザー

地域アドバイザーとは、地域課題の抽出・磨き上げの段階から地域及び本事業受託者との話し合いに加わり、都市部企業等（以下「企業」という。）とのマッチングから協働の実施に至るまで、事業が円滑に進むよう、地域に対しアドバイスを行うほか、地域の思いを企業側に代弁するなど、企業と地域の調整役としての役割を持つ者。

（3）地域とマッチング企業の協働の取組みへのフォローアップ

- ① 1地域に対し、1企業以上、現地での協働活動を実践（＝マッチング）すること。滞在期間は2泊3日を原則とする。地域に入る回数・人数については理由を付して、企画提案書に記載すること。
- ② 協働活動の実践にあたり、地域、マッチング企業、地域アドバイザー、県との打ち合わせの場を調整するとともに、現地で円滑に活動できるよう支援すること。また、その後の取組状況についても遂行管理を行うこと。
- ③ マッチング企業と地域が様々な取組で協働する機会を創出し、マッチング企業との協働活動が地域に根付くことができるようフォローアップを行うこと。
- ④ マッチング企業との対応で生じる課題を列挙し、そのために受託者が行う対応（これまでの実績に基づくノウハウ・スキルなど）を企画提案書に記載すること。
- ⑤ 都市部企業等が、本県の地域等と関係性を築きたい、あるいは関係性を深めたいというニーズに対応するための体制を構築すること。サポート実施可否については、委託者と協議の上実施すること。

（4）事業のPR・情報発信、成果報告会等

- ① 本事業の取組にかかる情報発信及び見える化について、提案があれば企画提案書に記載すること。
- ② 次年度以降の地域選定及び地域アドバイザーにかかる提案があれば企画提案書に記載すること。
- ③ 都市部企業等の関心を高め、次年度以降に都市部企業等の発掘が加速するための取組があれば企画提案書に記載すること。
- ④ 成果報告会を開催し、関係者間で取組、成果、課題等の共有を図ること。

（5）業務の実施体制

- ① 業務全体を統括するためのプロジェクトマネージャーを置くこと。

- ② プロジェクトマネージャーは、業務執行に必要な人員を確實に確保し、配置すること。業務実施体制表を作成し、委託者へ提出すること。提案書においては、県担当者との連絡調整の方法、打ち合わせの頻度等について明記すること。
- ③ プロジェクトマネージャーは、業務執行の進捗状況を常に把握し、定期的に委託者へ書面で報告すること。必要に応じて、打ち合わせ（対面・Web形式）を実施すること。

(6) 事業完了報告書の提出

本事業の実施内容及び成果、課題、要因分析を事業実績としてまとめ、書面及び電子データで提出すること。

4 事業実施効果の測定等

本事業に適する KGI・KPI を設定し、企画提案書に記載すること。

5 業務の再委託について

- (1) 業務の一部を第三者に再委託するときは、事前に県の承認を得なければならない。ただし、総合的企画、業務遂行管理、発注者との連絡調整などの中心的業務は再委託してはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に、本仕様書に定める当該受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

6 留意事項

- (1) 受注者は、善良なる管理者の注意をもって処理し、その事業目的を達成するため効率的に運営すること。
- (2) 受注者は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (3) 委託料には、委託業務の実施に係る一切の費用を含むこととする。ただし、本事業の実施において委託者の旅費は除く。
- (4) 受注者は、この事業を実施するにあたって知り得た企業情報等について、守秘義務を遵守するとともに、事業対象者に対しても十分な説明を行うこと。
- (5) 受注者は、事故や運営上の課題などが発生した場合には、速やかに県に報告すること。
- (6) 受注者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応するものとする。
- (7) 本事業の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- (8) 本事業に関する関係書類は事業終了後 5 年間保存すること。

支援対象地域一覧

	金山町三枝地区	小国町大宮地区
人口（世帯数）	221 人（69 世帯）	58 人（19 世帯）
面積	0.275 km ²	0.129 km ²
高齢化率	約 41%	44.8%
主な産業	農業	農業、畜産業
主要農作物等	米、ニラ、きゅうり、山菜等	米、家畜用飼料
活用したい地域資源	田畠、農作物、伝統芸能、伝統料理、 三枝地区農村公園	大宮子易両神社、産屋（県指定文化 財）、町民の森
主な地区イベント	番楽、山の神勧進	さいづ焼き、お田植祭、しめ縄作り、 納涼祭、例大祭、新嘗祭、抜穂祭
宿泊施設の有無	無	無